

## 農産園芸用施設等に関する建築基準法上の取扱いについて

平成15年10月2日  
改正 令和4年11月11日  
鳥取県生活環境部くらしの安心局  
住まいまちづくり課

### 【取扱い】

農産園芸及び畜舎等（畜舎及び堆肥舎をいう。）に使用する施設で、屋根をプラスチックフィルム、ビニール等で葺き、それが容易に取付又は取外しができる施設については、架構部材の種類に関わらず、建築基準法の適用をしない。

### 【考え方】

農林水産部経営支援課から「低コスト耐候性鉄骨ハウス施工マニュアル－雪対策－」（社団法人日本施設園芸協会）に基づいて作られた農産園芸用鉄骨ハウスが建築物に該当するかどうかの照会を受けたことに対し、このマニュアルに基づいた施設に限らず、これまでどおり屋根をプラスチックフィルム、ビニール等簡易な材料で葺き、また容易に着脱ができる施設については建築物として扱わないとしたものです。

なお、低コスト耐候性鉄骨ハウスは、構造部材は軽量H型鋼、C型鋼等を用い、屋根及び外壁をプラスチックフィルムで覆うものとなっており、農産園芸用ビニールハウスと同様に簡易に取付、取外しができるものとなっています。

（以下、令和4年11月11日追記）

また、農林水産部畜産振興局畜産課から「簡易型パイプハウス簡易牛舎」が建築物に該当するかどうかの照会を受けたことに対し、当該牛舎がパイプ鋼管等の構造部材に農業用のビニールを屋根材として葺いたもので、簡易に取付、取外しが可能であることから、農産園芸用ハウスと同様に扱うことにしたものです。

なお、同様の取扱いとして「建築物として扱わない堆肥舎について（平成13年3月22日付建第254号）」があり、農作業用のビニールハウス等と同じ構造の堆肥舎を建築物と扱わないこととしていましたが、今回の改正に伴い畜舎等に含むものとして取扱いを一本化したため、廃止します。